

「軍人勅諭」

教育問題プロジェクトチーム

廣瀬 誠 陸自73

はじめに

お子さんやお孫さんと共に読んでいただき、わが国の軍人をはじめとする先人の成し遂げた事跡と苦心の跡やその人となりを通して、わが国の道徳について考えていただけたらとの趣旨で始めた『先人の足跡』ですが、今回取り上げるのは、人物ではなく、「軍人勅諭」です。今頃、古色蒼然とした「軍人勅諭」について取り上げるののかと、思われる読者も多いかも知れません。しかし、この「軍人勅諭」は、明治初期から大東亜戦争終戦まで、わが国軍人の徳操と行動の基準であったことを踏まえれば、歴史的に重要なものであるだけでなく、わが国における道徳を考える上でも、知っておかねばならないものだと思います。今回の話は、この「軍人勅諭」の制定の経緯とその内容についてです。

1 「軍人勅諭」制定の経緯

明治維新から、明治2年（1869）の版籍奉還の後、同4年（1871）、

廃藩置県という国内政治としての大きな決断と実行がありました。版籍奉還により、一応の中央集権の形は出来ましたが、旧藩主が各藩を治めており、実質的には、封建の遺制を残してしました。それを、廃藩置県により、一挙に全国を3府72県とし、各県等の知事は新たに政府から任命することとしたのです。このように体制を一変する大改革が何の抵抗もなく行われたことは、驚くべきことです。その背景には、王政復古への希望とわが国の伝統、各藩の財政的窮乏、新政府の武威などがあつたと考えられます。しかし、その後、征韓論をめぐって国論は二分し、佐賀の乱、神風連の乱、秋月の乱、萩の乱そして西南戦争と国内が混乱しました。この間、明治6年（1873）徴兵令が發布されており、男子20歳になれば、ことごとく兵役に編入されることとなり、国民皆兵の制度が確立しました。

西南戦争は、明治10年に平定されましたが、その後1年ほど経った明治11年（1878）8月23日、竹橋事件が起こります。それは、西南戦争の論功行賞の遅延を理由に、竹橋在営の近衛砲兵部隊の兵士約260名が反乱を起こし、大隊長を殺害し参議大隈重信邸を襲撃したのです。この反乱は速やかに鎮圧されましたが、政府の受けた衝

撃は大きいものでした。折しも自由民権運動も高まりを見せつつあり、兵卒への影響を憂えた陸軍卿山縣有朋は、天皇統率のもとにおける新しい軍人精神を確立し、軍人が政治に関わらず本務に邁進するようにと、西周（注1）に起草させ、福地源一郎（注2）に潤色させて新しい訓戒を作成しました。これは、明治15年（1882）、「陸海軍軍人ニ賜ハリタル勅諭」（本稿では「軍人勅諭」と略称）として明治天皇から陸海軍軍人に下されました。

2 「軍人勅諭」の内容

「軍人勅諭」は、大きく二つの部分からなっています。前段部分は、日本の兵制の沿革について、神武天皇の御代から明治までにわたって書かれています。文章の調子を判っていたために、一部を引用しましょう（原文は、総ふりがなつき正漢字、ひらがな、歴史的仮名遣い、句読点はない）。

「我國の軍隊は世々天皇の統率し給うところにぞある。昔、神武天皇躬づから大伴物部の兵どもを率い、中国のまつろわぬものどもを討ち平け給い、高御座に即かせられて天下しろしめし給いしより、二千五百有余年を経ぬ。中世に至りて、凡七百年の間武家の政治とはなりぬ。世の様の移り換わりて斯なれるは、人力もて挽回すべきに

あらずといながら、且は我國体に戻り、且は我祖宗の御制に背き奉り、浅間しき次第なりき。…然るに、朕幼くして天津日嗣を受けし初、征夷大將軍その政権を返上し、大名小名其版籍を奉還し、年を経ずして海内一統の世となり、古の制度に復しぬ。…」

この後に、よく知られている、天皇と兵士との紐帯について書かれています。

「夫兵馬の大権は朕が統ぶる所なれば、其司々をこそ臣下には任すなれ。其大綱は朕親之を攬り肯て臣下に委ぬべきものにあらず、…再中世以降の如き失体なからんことを望むなり。朕は汝等軍人の大元帥なるぞ。されば朕は汝等を股肱と頼み汝等は朕を頭首と仰ぎてぞ其親は特に深かるべき。朕が國家を保護して上天の恵に應じ、祖宗の恩に報いまいらする事を得るも得ざるも、汝等軍人が其職を尽すと尽さざることによるぞかし。我國の稜威振わざることあらば、汝等能く朕と其憂を共にせよ。我武維揚りて其榮を耀さば、朕汝等と其譽を偕にすべし。汝等皆其職を守り朕と一心になりて力を國家の保護に尽さば、我國の蒼生は永く太平の福を受け、我國の威烈は大に世界の光華ともなりぬべし。朕斯も深く汝等軍人に望むなれば、猶訓諭すべき事こそあれ。いでや之を左に述べむ」

さて、後段部分は、軍人が守るべき五箇条を逐条解説しているものです。

先ずは、その五箇条それぞれの冒頭の文章を次に掲げます。

一 軍人は忠節を尽すを本分とすべし

一 軍人は礼儀を正しくすべし

一 軍人は武勇を尚ぶべし

一 軍人は信義を重んずべし

一 軍人は質素を旨とすべし

各条は、これら冒頭の文章の後に、その項目について解説を加えています。(現代語で要約)

第一条 軍人は忠節を尽すを本分とすべし

わが国に生まれたからには国に報いるのは当然であり、軍人でのこの心が堅くなければ、どれほど「技芸に熟し學術に長ずるも」何の役にも立たない。忠節のない軍隊は、大事なときに烏合の衆になる。国家とその主権を守るのは兵力による。その重要性をわきまえて、世論に惑わされず政治に拘わらず忠節を守り、義は重く死は軽いと覚悟せよ。

第二条 軍人は礼儀を正しくすべし

軍人には、階級があり、先任後任がある。下級の上上官の命令は「実は直に朕が命を承る義なり」と心得なさい。上級のもの、下級のものに向かい、軽蔑や傲慢な態度で接してはいけない。公務の時とは別として、その外

は、丁寧な愛情をもって上下一致を心がけなさい。礼儀を乱し、上下一致できなければ、軍隊としてだけでなく国家のためにも罪人に等しい。

第三条 軍人は武勇を尚ぶべし

武勇は、古来よりわが国では尊ばれており、まして軍人は戦場で敵に對する職であり武勇をわすれてはならない。武勇には、大勇と小勇がある。血気や粗暴は勇気とは言わない。常に条理を弁え、胆力を練り、思慮を尽して事に当たれ。小敵を侮らず大敵を怖れず、自分の職務を尽すことが本当の大勇である。人には常々温和に接し、敬愛を得よ。つまらないことで猛威を振るえば、豺狼(犬やオオカミ)のような無慈悲なものと思われ、注意せよ。

第四条 軍人は信義を重んずべし

信義がなくては、特に軍人は部隊の中で活動することは難しい。信とは自分の言葉を実行すること、義とは自分の役割を尽すことをいう。であるから、信義を尽そうとするならば、最初からその事が実行できるかどうかをよく考へるべきである。曖昧な事を軽々に受けてつまらない関係を結んで、後で信義を建てようとするれば、進退窮まることになる。後悔しても遅い。はじめによく事の是非曲直を考えて、自分の言ったことは実行できず約束は守れないと思つたら、すぐにやめるべきだ。

昔から小さな義のために根本の道理を誤つたり、公の道理を弁えず私の信義を守つて立派な人物が身を滅ぼして汚名を後世まで遺す例が少なくない。深く戒めるべきである。

第五条 軍人は質素を旨とすべし

質素を基本に置かなければ、文弱・軽薄となり、贅沢を好み遂には志さへ賤しくなる。節操も武勇の甲斐もなく爪弾きされることになる。この風潮は、いつたん起れば染染病のように蔓延し、士気もひどく衰えるものだ。軍人はこの教えを等閑にしてはならない。

以上を受けて、「軍人勅諭」は次のように結ばれています。

これらを実行するには、誠心が大事であり、それがこの五箇条の精神であるから、行いやしく守りやすいはずである。「汝等軍人、能く朕が訓に遵いて此道を守り行い、国に報ゆるの務を尽さば、日本国の蒼生挙りて之を悦びなん。朕一人の憚のみならんや」

文体は漢文書き下しのような堅い文体ではなく、陛下から語りかけるような文体であり、当時の官製文書としては、親しみやすい異例のものといつてよいでしょう。

3 「軍人勅諭」から考えること

現代で忘れられつつある「軍人勅諭」ですが、これを通してわが国の近代化の歴史と日本人の道徳を考える事が出来ます。

まず、それが成立した時のわが国の置かれた状況です。長い鎖国の後、幕末には外国船が多く我が近海に出没する事態が続きましたが、嘉永6年(1853)、ペリー率いる「黒船」来航の衝撃は凄まじく、十余年にわたる尊皇攘夷から開国へと幾多の騒乱を経て、多くの貴重な人材の犠牲の上に、「明治」の御代が始まります(1868)。

わが国は、列国に伍していきける近代国家の建設を目指して出発することになりました。明治10年(1877)の西南戦争の余燼いまだ取らない中で、同15年(1882)1月4日、「軍人勅諭」は、発布されました。幕藩体制から一挙に近代国民国家へと脱皮しようという明治政府の力業の中で、発布された「軍人勅諭」には次のような特徴が見られると思えます。

第一は、忠誠の対象の二重性です。前段部分は、中世において武士の世となり、古の制度に反したことを踏まえ、再びそのようにならぬよう、天皇と兵士との紐帯を謳っていると考えられます。ここでは、天皇に対する忠誠と国家に対する忠誠が二重写しになっ

て、多くの貴重な人材の犠牲の上に、「明治」の御代が始まります(1868)。

わが国は、列国に伍していきける近代国家の建設を目指して出発することになりました。明治10年(1877)の西南戦争の余燼いまだ取らない中で、同15年(1882)1月4日、「軍人勅諭」は、発布されました。幕藩体制から一挙に近代国民国家へと脱皮しようという明治政府の力業の中で、発布された「軍人勅諭」には次のような特徴が見られると思えます。

第一は、忠誠の対象の二重性です。前段部分は、中世において武士の世となり、古の制度に反したことを踏まえ、再びそのようにならぬよう、天皇と兵士との紐帯を謳っていると考えられます。ここでは、天皇に対する忠誠と国家に対する忠誠が二重写しになっ

て、多くの貴重な人材の犠牲の上に、「明治」の御代が始まります(1868)。

わが国は、列国に伍していきける近代国家の建設を目指して出発することになりました。明治10年(1877)の西南戦争の余燼いまだ取らない中で、同15年(1882)1月4日、「軍人勅諭」は、発布されました。幕藩体制から一挙に近代国民国家へと脱皮しようという明治政府の力業の中で、発布された「軍人勅諭」には次のような特徴が見られると思えます。

第一は、忠誠の対象の二重性です。前段部分は、中世において武士の世となり、古の制度に反したことを踏まえ、再びそのようにならぬよう、天皇と兵士との紐帯を謳っていると考えられます。ここでは、天皇に対する忠誠と国家に対する忠誠が二重写しになっ

て、多くの貴重な人材の犠牲の上に、「明治」の御代が始まります(1868)。

わが国は、列国に伍していきける近代国家の建設を目指して出発することになりました。明治10年(1877)の西南戦争の余燼いまだ取らない中で、同15年(1882)1月4日、「軍人勅諭」は、発布されました。幕藩体制から一挙に近代国民国家へと脱皮しようという明治政府の力業の中で、発布された「軍人勅諭」には次のような特徴が見られると思えます。

第一は、忠誠の対象の二重性です。前段部分は、中世において武士の世となり、古の制度に反したことを踏まえ、再びそのようにならぬよう、天皇と兵士との紐帯を謳っていると考えられます。ここでは、天皇に対する忠誠と国家に対する忠誠が二重写しになっ

て、多くの貴重な人材の犠牲の上に、「明治」の御代が始まります(1868)。

わが国は、列国に伍していきける近代国家の建設を目指して出発することになりました。明治10年(1877)の西南戦争の余燼いまだ取らない中で、同15年(1882)1月4日、「軍人勅諭」は、発布されました。幕藩体制から一挙に近代国民国家へと脱皮しようという明治政府の力業の中で、発布された「軍人勅諭」には次のような特徴が見られると思えます。

ています。遅れて近代国民国家として
出発したわが国が、忠誠の対象を国家
という抽象的な対象と王政復古を掲げ
て成った新生国家として天皇という具
体的対象とに重ねて求めたことは当然
であるとともに、国家としての求心力
をどこに求めるかに意を用いたあとが
伺われます。結果としては、後に「統
帥権の独立」(注3)が問題となり、再
び「古制に反する」ことになってゆく
ことを考えると、国の建設に当たった
先人が直面した困難の大きさと歴史の
重さに改めて感慨を催されます。

第二は、国民国家として、四民に平
等に兵役の義務を課したという事は、
国民全てが武士としての心構えを持つ
ことが期待されたと言うことです。そ
のため、勅諭として武士が常用した漢
文調ではなく比較的わかりやすい文体
としたのではないのでしょうか。また、
庶民にもわかりやすいよう、処世訓の
ような教えを織り交せており、平易に
説いているといえるでしょう。

第三は、逐条の順序です。軍人に与
えるものとして、忠節が第一に来るの
は理解できます。次に来るのは、「武勇」
か「信義」ではないかと思われませんが、
礼儀となつてゐるのは、やや意外な感
があります。実質的には、「礼儀」解説
の内容は、「指揮系統の確立」と「統率」
について述べています。それは、竹橋

事件のあとに「軍人勅諭」が下された
ことから、特に強調されたと考えられ
ます。

最後に、「誠心」という事が五箇条
の精神であると結ばれていますが、「誠
心」とは、「まごころ」であり、「赤心」
「忠恕」と同じと考えられます。いず
れも人の道として古くから日本人に大
切とされてきたものであり、「軍人勅
諭」の中心にこれらが受け継がれてい
ることは、日本人として道徳を考える
上で大事でしょう。

おわりに

わが国に徴兵令が布かれたのは、既
述のように明治6年(1873)です。
世界で初めての近代的な徴兵制は、フ
ランス革命により成立した政府(第一
共和政・1792~1804)によつ
て1798年(注4)9月に施行され
たものです。近代徴兵制の誕生は、国
民国家の誕生と軌を一にしています。
当時のフランス軍の連戦連勝は、ナポ
レオンの天才もさることながら、国民
国家としての愛国心に裏打ちされたフ
ランスの動員力と困難をもつたもしま
い兵士の精神力によるところが大き
かったのです。明治維新により、わが
国もようやく、近代的な国民国家の建
設に向かうことになるわけですが、フ
ランスの徴兵制から75年ほどしか経つ

ていません。西欧の産業革命も18世紀
後半から19世紀前半にかけてだったこ
とを考えれば、わが国の開国が絶妙の
タイミング、出遅れはしたがそれほど
遅れてはいない、まだ間に合うとい
う時期だったことは、幸運だったと思
います。話が横道にそれましたが、西
東漸の大波の中で列国と対等の国家を
目指し船出したわが国の必死の覚悟の
一部が、この「軍人勅諭」にも垣間見
えると思います。

忠誠の対象についての記述ぶり、逐
条の順序、処世としての訓戒部分など
を含めて、当時の時代背景を考える事
なくしては、現代人には理解すること
が難しいかも知れません。しかし、先
人が当時の情勢の中で苦心し採りうる
最良のものと考えたものを、現代の価
値観から見ても無意味と断ずることから
は、何の教訓も汲み取ることとはできな
いと思います。当時の状況に身を置い
て先人の立場で考えてみることで、か
げがえのない歴史の教訓を汲み取るこ
とができるのではないのでしょうか。な
ぜなら、私達も、歴史の流れの中で先
人の足跡を辿りつつ、当時と同じよう
に「今」という時代の制約の下に、不
明確で不確実な将来に向かって自ら新
たな生き残り方法を懸命に模索する以
外に道はないからです。

戦後70年以上が経過しました。「軍
人」に賜った勅諭ということにもう一
度思いを致したいと思います。今後、
国際法が規定する「戦場」(自衛のた
めの戦いは当然ここに含まれる)で行
動する自衛官の心構えとして明確な柱
を立てるために、自衛隊の精神的支柱
を改めて模索するならば、「軍人」と
してのアイデンティティーを欠いた現
状のままでは、それは難しいと感じる
のは、筆者ばかりではないでしょう。

注1・西周
文政12年(1829)生 明治30年
(1897)没

津和野藩医西時義の長子。安政元年
(1854)洋学に専念するため脱藩。
2)幕命により、榎本武揚らとオラン
ダ留学、慶応元年(1865)帰国、
開成所教授。明治6年(1873)福
澤諭吉等と明六社を設立、西欧哲学の
紹介と啓蒙思想の普及に努めた。東京
学士会院会長、貴族院議員等を歴任。

注2・福地源一郎(号は、桜痴)
天保12年(1841)生 明治39年
(1906)没

新聞記者、政治家、劇作家。明治7
年(1874)東京日日新聞に入社、
同9年社長に就任。署名名人の社説は、
言論会、政界等に影響力を持った。明

治15年（1882）立憲帝政黨を組織。
衆議院議員。

注3…統帥権の独立

明治憲法においては、統帥権を天皇の大権事項として内閣、行政の圏外におき、陸海軍の統帥権の行使に関する助言は國務大臣の輔弼によらず、陸軍では參謀總長、海軍では軍令部（総）長によるものとされていたこと。このため、「統帥権干犯問題」として、昭和5年（1930）のロンドン海軍軍縮条約をめぐる政争となり、条約に調印した浜口内閣に対して統帥権を侵犯したとして、政友会などが攻撃する事態となった。

注4…寛政10年

この年7月、わが国では、近藤重蔵が択捉島に大日本恵登呂府の標柱を建てています。

【参考文献】

- ・『Retaliation（報復）』バート・ウエバー
- ・『帝国陸海軍の光と影』大原康男
日本教文社
- ・『教養 日本史』田中卓 青々企画
- ・『国体十冊の名著』北影雄幸 勉誠出版
- ・『ブリタニカ国際大百科事典（2012電子辞書版）』ブリタニカ・ジャパン
- ・『日本史年表』歴史学研究会 岩波書店